

「一関市からのお知らせ」

市内事業所の人材確保を支援します

市内事業所の人材不足の解消を図るとともに、本市へのU I Jターン就職の促進を支援するため、事業主が有料の就職仲介システムを活用し人材確保を行うための経費に対して補助金を交付します。

【就職仲介システム活用支援事業費補助金】

【対象経費】

- * 一関市内を就業場所とする求人に係る求人情報サイトへの掲載に要した費用（消費税及び地方消費税相当分を除く）

【補助金額】

- * 対象経費の1/2の額(千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
- * 補助金上限30万円(1事業主につき1回限り)

【対象者】

- * 以下のいずれにも該当する者
 - (1) 市内に本社又は採用担当部署を有する中小企業者(※)
 - (2) 雇用保険適用事業の事業主
 - (3) 年次有給休暇取得促進のための取組みを行う事業主
 - (4) 補助金交付年度を含む過去3年度において、市税の滞納がない事業主

【申請期限】

- * 令和6年12月25日（水）

(※)「資本金・出資の総額」か「労働者の数」のいずれかを満たす事業主

主たる事業	資本金の額・出資の総額	常時雇用する労働者数
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

本補助金の申請及び請求に必要な様式については、一関市商政・労政課労政係ホームページからダウンロードして下さい。

問い合わせ：
一関市商工労働部商政・労政課労政係
〒021-8501 一関市竹山町7-2
電話 0191-21-8461（直通）

本補助金に関する掲載先 →
もしくは下記で検索! ↓



一関で働こう!



就職仲介システム活用支援事業費補助金申請の流れ

本補助金を受けようとする場合は、求人情報サイトへ掲載する前に【交付申請】を行い、市から【交付決定の通知】を受けてから、掲載を実施して下さい。

交付決定前に掲載を実施した場合は、本補助金を受けることはできません。

(※掲載料を確定するため見積書を取得することは差し支えありません)

- (1) 【申請者→市】申請(様式第1号)
- (2) 【市→申請者】交付決定
- (3) 【申請者】掲載の実施
- (4) 【申請者→市】請求(様式第2号)
- (5) 【市→申請者】確認及び振込

必要書類

【申請時に提出が必要な書類】

- (1) 就職仲介システム活用支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 求人情報サイトへの掲載料が確認できる書類の写し(見積書、価格表等)
- (3) 雇用保険適用事業主番号を確認できる書類の写し(「適用事業所台帳(雇用保険適用事業所設置届事業主控え)の写し」または「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写し」※従業員どなたか1名分の写しで可)

【請求時に提出が必要な書類】

- (1) 就職仲介システム活用支援事業費補助金交付請求書(様式第2号)
- (2) 対象経費の支払額証明書類の写し
- (3) 求人情報サイトへの掲載を確認できる書類の写し

申請期限 及び 請求期限

【申請期限】

令和6年12月25日(水)

【請求期限】

令和7年2月28日(金)

連絡及び提出先

〒 021-8501 一関市竹山町7番2号
一関市商工労働部 商政・労政課(労政係)
TEL: 21-8461